

新潟県条例第36号

新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
2 児童手当法(昭和46年法律第73号。 以下この項において「法」という。)に 基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	2 児童手当法(昭和46年法律第73号。 以下この項において「法」という。)に 基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1) (略)		(1) (略)	
(2) <u>法第26条第3項</u> の規定による届 出及び書類の受理		(2) <u>法第26条第2項</u> の規定による届 出及び書類の受理	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。